

事業計画書に対する知事意見書

6 佐地環第30-1号  
令和6年(2024年)8月13日

株式会社柳沢土木  
代表取締役 柳澤 光輝 様

長野県佐久地域振興局長

令和6年3月28日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社柳沢土木 代表取締役 柳澤 光輝 長野県北佐久郡軽井沢町大字発地2898番地	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分 (I)	一般廃棄物処理施設設置許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字祖父久保 2830 番 1	
② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの破碎施設 (移動式兼用)	
③ 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	破碎する一般廃棄物 木くず (特別管理一般廃棄物を除く。)	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分 (保管) の用に供される場所の面積及び埋立 (保管) 容量)	木くず 15.84 t / 日 (1.98 t / h 8 時間稼働)	
⑤ 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
	/	
➤申請の区分 (II)	産業廃棄物処理施設設置許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字祖父久保2830番 1	
② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの破碎施設 (移動式兼用)	
③ 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	破碎する産業廃棄物 木くず (特別管理産業廃棄物を除く。)	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分 (保管) の用に供される場所の面積及び埋立 (保管) 容量)	木くず 15.84 t / 日 (1.98 t / h 8 時間稼働)	

⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
	<p>➤申請の区分 (Ⅲ)</p> <p>一般廃棄物処理施設変更許可</p>	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字祖父久保2830番 1	
② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設 (移動式兼用)	
③ 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	破砕する一般廃棄物 木くず (特別管理一般廃棄物を除く。)	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分 (保管) の用に供される場所の面積及び埋立 (保管) 容量)	木くず 6.24 t / 日 (0.78 t / h 8時間稼働)	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
	騒音、振動の管理目標値 (事業場敷地境界) 騒音レベル : 70dB以下 振動レベル : 70dB以下	騒音、振動の管理目標値 (最寄り住宅側敷地境界) 騒音レベル : 65dB以下 振動レベル : 65dB以下 (住宅側以外の敷地境界) 騒音レベル : 70dB以下 振動レベル : 70dB以下
<p>➤申請の区分 (Ⅳ)</p> <p>産業廃棄物処理施設変更許可</p>		
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地字祖父久保2830番 1	
② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設 (移動式兼用)	
③ 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	破砕する産業廃棄物 木くず (特別管理産業廃棄物を除く。)	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分 (保管) の用に供される場所の面積及び埋立 (保管) 容量)	木くず 6.24 t / 日 (0.78 t / h 8時間稼働)	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
	騒音、振動の管理目標値 (事業場敷地境界) 騒音レベル : 70dB以下 振動レベル : 70dB以下	騒音、振動の管理目標値 (最寄り住宅側敷地境界) 騒音レベル : 65dB以下 振動レベル : 65dB以下 (住宅側以外の敷地境界) 騒音レベル : 70dB以下 振動レベル : 70dB以下

## 2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。